

広島市告示第121号

令和7年3月10日

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）の附則第2条第1項による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、「広島市民球場東バス駐車場の警備・運営及び利用料金収納業務（単価契約）」の収納事務を次のとおり委託したので、告示します。

広島市長 松井 一實

1 委託を受けた者

広島市中区舟入幸町15番3号
株式会社 ニットー
代表取締役 馬野 恭彰

2 歳入の種類

観光バス駐車場の貸付収入

3 委託した期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで